

広島県告示第八百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和七年十月十四日までの間、縦覧に供する。

令和七年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

志和インター線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
	新	旧			
東広島市志和町七条椋坂字池ノ迫一〇四〇六番一地从先から 東広島市志和町冠字池之迫一〇九五番一地从先まで	一〇・〇〇〇 一九・八〇〇	一〇・〇〇〇 二六・八〇〇	六七・〇〇	幅員減少 不用物件延長 六七・〇〇メ ートル	